

2019年3月16日
もてぎカートレース大会事務局

ブルテン 2019-03 | 対象：特別規則書の訂正

順位の決定

特別規則書 第31条1) の順位の決定を下記の通り変更する。

【改定前】

- 1) レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。
- (1) 完走者(チェッカーを受けたドライバー)
 - (2) 未完走者(チェッカーを受けていないドライバー/D.N.F)
 - (3) 失格者
 - (4) 未出走者(D.N.S)

【改定後】

- 1) レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。
- (1) 完走者(チェッカーを受けたドライバー)
 - (2) 未完走者(チェッカーを受けていないドライバー/D.N.F)
 - (3) 未出走者(D.N.S)
 - (4) 失格者

以上